

去來墓の所在に就て (寺田)

夫妻並んでゐたとすれば、當然此位置と見なければならぬのであり、此二墓の中では去來の墓は向井元升、元端兩夫妻墓碑の並び様から推して(16)の位置に相當するものと考へ

第十六卷 第二號 二九二

るのであり、自分の考へでは、碑石は矢張り向井元端墓と同形同寸法で、北面して建てられてゐたものと想像するのである。(昭和五年十一月二日稿)

## 明治初年の教育制度とその精神 (中)

高橋俊乘

### 四

明治五年八月三日「學制」と名づける教育法令が發布された。これが明治新政府になつて全國統一的に教育法令を布いた始であり、殊に文部省が設けられてから、始めて發布された劃一的法令であつた。今日と違つて、教育全般の事を一つの法令の中にまとめてあるのが特色である。この法令を公にする前に、同五年文部省から學制の草案を具して、太政官へ伺書を出してゐる。その月日は關けてゐるが、六月二十四日太政官から、教育方針に關して文部省へ指令を下した。これによつて當時の政府當局が如何なる方針で教育に従事せんとしたか、ほゞ之を

察することが出来る。全文は引用するのに長すぎるから簡條だけを掲げて見よう。

後來ノ目的ヲ期シ當今着手ノ順序ヲ立ル如左

- 一 厚クカヲ小學校ニ可用事
- 一 速ニ師表學校ヲ興スヘキ事
- 一 一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキコト
- 一 各大學區中漸次中學ヲ設クヘキ事
- 一 生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムヘキ事
- 一 生徒成業ノ規アルモノハ務メテ其大成ヲ期セシムヘキ事
- 一 商法學校一二所ヲ興スヘキ事

一 凡諸學校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務テ完全ナルヲ期ス事

一 反譯ノ事業ヲ急ニスル事

これによると、小學教育の普及を主とし、中學校は漸進主義を採り商業學校は全國に一二の學校を興すを以て足れりとしてゐるのである。當時尙實業教育の進歩しなかつた事が思ひやられる。男女の間に教育上差を設けない事、生徒の進級を嚴にして速成の弊を避けしめた事等は良いとしても、學校の新築營繕の完全を期したのは、後にも記すが如く、當時の民度に適せず、民衆の不幸を招く基にもなつた。反譯を盛んにせんとしたのは、廣くは外國文化の吸收に忙しかつた爲である事は勿論であるが、特に「學制」とつては教科書の缺乏を補給せんとしたものであらう。

いよ／＼「學制」を頒布した時、太政官から、學問獎勵の被仰出書を添へて、教育を普及すべき聖旨を傳へた。被仰出書の月日は七月附になつてゐるが、實際は學制と共に八月三日に公にされたのである。その要は、

明治初年の教育制度とその精神 (高橋)

人々自ら其身を立て其産を治め、其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんのもの他なし、身を修め智を開き才藝を長するによるなり。而て其身を修め智を開き才藝を長するは學にあらざれば能はず。是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行、言語書算を初め、士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄、凡人の營むところの事業あらざるはなし。人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に従事し、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得へし。されば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學はずして可ならんや。從來學校の設ありてより年を歴ること久しといへとも、或は其道を得ざるよりして、人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては之を度外におき、學問の何物たるを辨せず。又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば、國家の爲にすると唱へ身を立るの基たるを知ずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虛談の途に陥り其論高尚に似たりといへとも、之を身に行ひ事に施す

こと能ざるもの少からず。是すなほ沿襲の習弊にして文明普ねからず才藝の長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり。之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ふへきにつき、自今以後一般の人民華土族農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず學に従事せしめざるへからざるものなり。高上の學に至ては其人の材能に任かずといへとも幼童の子弟は男女の別なく小學以下に従事せしめざるものは其父兄の越度たるへき事

これを先の太政官の指令に比べると、小學教育の普及（従つて師範教育の興隆）、男女の教育均等などは同じ趣旨であるが、この被仰出書に於て、特に注目すべきは、第一に「生を治め産を興し業を昌にする」事を力説する實學主義的色彩の著しいこと、第二に「一般の人民必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期す」る教育上の中央集權的統一精神の強調されてゐる事である。維新後三四年間勢力のあつた皇道主義は今や全く影をひそめた。國家本位の教育さへ右の被仰出書では非難

的になつてゐる。個人の功利を主とした精神が之に代つてゐる。惟ふに當時は西洋文明の吸收に汲々として、朝野共に苦心してゐた時であつて、文明開化でなければ、夜も日もあけない時代であるが、その頃我が文明促進の爲に主として模範となつたのはアメリカ合衆國の實利主義、功利主義である。それは勿論ペリー以來の歴史的事情と、地理的に近いのとで、我が國人で洋行する者はアメリカ合衆國へ留學する者が多かつた爲である。しかも江戸時代の學問で最も振はないのは自然科學である。教育上この缺を補ふ必要が最も多かつたので、自然科學を中心とする教育運動が明治初年に起らねばならなかつた。これが教育學上の實學主義實利主義である。

前號に説いたやうに明治三年七月に大學本校が閉ざされ、皇漢學者が大學から逐はれ、洋學者の手によつて大學が固められたのであるが、翌年七月文部省が出来た時、その役人となつたのが、大體に洋學者であるから、文部省の空氣は實利的である。同四年十二月二十六日の文部省の布達の中にも

開化日ニ隆リ文明日ニ盛ニ人々其業ニ安シ其家ヲ保ツ  
所以ノ者、各其才能技藝ヲ生長スルニ依、是學校ノ設  
アル所以ニシテ人々學ハサルヲ得サルモノナリ。

と見えて居る。これは學制の被仰出書の趣旨と全く同一  
であるから、當時の文部省内の空氣を察することが出來  
よう。さうして此の空氣は主として何人の感化であるか  
と言へば、勿論福澤諭吉の感化と見てよい。

福澤の主著「學問のすゝめ」は著作されたのは早い事  
で、彼れの郷里中津の人には早く流布してゐたのである  
が活版に附して弘く公にしたのは明治四年十二月であつ  
た(同書)。その第二編には、

我邦の古事記は諳誦すれども今日の米の相場を知らざ  
る者は、これを世帯の學問に嗜き男と云ふ可し。經書  
史類の奧義には達したれども商賈の法を心得て正しく  
取引を爲すこと能はざるものは、これを帳合の學問に  
拙なき人と云ふ可し。是等の人物は唯これを文字の間  
屋と云ふ可きのみ、其功能は飯を喰ふ字引に異なら  
ず、國のためには無用の長物經濟を妨る食客と云て可

なり。

と述べてゐる。前記の如く、福澤は文部省へ入らなかつ  
たが、その勢力が省内に漲つてゐたから、彼れの功利主  
義が省内に漲つてゐたことも疑へないであらう。

しかし學制の制定には福澤は直接表面上參畫してゐな  
い。これを頒布した時の文部卿大木喬任は非常に歐化主  
義の人であつたが、フルベツキ(G. F. Verbeek)を任用  
して、學制定定に手腕を振はしめた。フルベツキはオラ  
ンダ人で、始め工學を學んだが、後アメリカに渡つて宣  
教師となり、安政六年我が國に來り長崎で教授に従事し  
たが、明治二年東京に來り大學南校の教師となつた人であ  
る。彼れはアメリカで修養した上に工業畑の人であつ  
たから、後に宣教師になつたとは言へ、教育上には實科  
主義的な考へ方の人であつた。その他學制定定に携はつ  
た加藤弘之は自然科學を尊重した唯物論者であり、田中  
不二麻呂はアメリカ仕込の政治家である。かう考へて來  
ると、學制の被仰出書に實用主義的色彩の多いのは當然  
であつたと言つても言過ぎではなからう。

被仰出書の第二の特色は教育の全國劃一は封建制度の廢止に伴なつて當然要求せらるべき事であつて、言換へると維新の國策を教育上にも實現せんとしたものに外ならない。歐米式の新教育は明治政府が夙に切望した所であつて、前號より度々記したやうに、幾度も法令を下して新學校の設置を奨勵したけれども、當局の不馴れである上に、府縣と藩とが對立してゐる時代は命令が徹底しない。今や廢藩置縣も斷行され、文部省も設置されたので、中央集權的劃一的な教育制度を布かうとしたのである。

學制の内容は全國の學政を文部省に統一し、全國を大きく分けて八大學區とし、每大學區に大學校を一つづつ建てる。各大學區を三二の中學區に分ち每中學區に一中學校を設ける。更に各中學區を二一〇の小學區に分ち、每小學區に一小學校を置くこととした。實に宏大な計畫であつた。學校は系統上、大學・中學・小學に分けてあるので、商業學校・工業學校・通辯學校・農業學校等は皆中學校の一種に計へ、たゞ師範學校だけを大中小學の系統

外としてあつた。さて學制の趣意はアメリカ風の實科主義であるが、制度上アメリカ合衆國では教育制度が各州毎に別に設けてあるから、中央集權主義を採用せんとする我が國ではアメリカを模範とすることが出来ない。よつて歐洲で最も中央集權的な教育制度を布き、かつ國勢の盛んな(明治三年ドイツと戰つて敗れたが)フランスの制度を模倣した。尙明治初年の我が國の法律はフランス法を模倣して立てられたといふ事も、「學制」の内容がフランスに依ることゝなつた一原因と見てよからう。

當時我が國で教育制度に關する研究は、江戸時代蘭學の餘波を受けて、オランダの制度が先づ内田正雄の手によつて翻譯され、「和蘭學制」と稱し、明治二年開成學校から出版された。その翌三年度度應義塾の小幡甚三郎が「西洋學校軌範」といふのを譯出し、同塾から出版した。これは上下二冊より成り、上冊は歐米列國の教育制度の概要を、下冊はコロンビヤ大學の學則を抄譯したものである。ついでフランスの制度が佐澤太郎によつて譯され「佛國學制」と題し、同六年文部省から出版された。出版

されたのは學制頒布以後であるが、學制制定の頃には既に譯稿が出来てゐたらしい。前二書も學制制定に參考になつたであらうが、直接大いに參考となつたのは「佛國學制」である。この譯書の内容は、書中に掲げてある條文一々の發布の年が一七九三年から一八三九年までに限られてゐるので、此の書の示してゐる制度は明治初年より少し古いものであらう。

今この書の内容と我が「學制」とを比べると、學校系統を大中小學の三段としたこと、學區制度を採用したことは大なる一致であるが、その外に小學校に關し、我が國で人口六百人毎に一校を建てること、定めたのは、佛國學制に人口二千乃至三千人毎に公立小學校一箇を置くことあるのと類似し、又我が國小學校の目的を「小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス學ハスンハアルヘカラサルモノトス」と定めてあるが、此れは佛國學制に「小學校ハ教育ノ初級ニシテ諸人ノ必ズ學バザルベカラザル普通ノ科ヲ教フル所ナリ」とあるのと酷似してゐる。小學校の程度を上等小學・下等小學に分けた事も兩者一致してゐる。

明治初年の教育制度とその精神（高橋）

我が學校では小學校を尋常小學・女兒小學・村落小學・貧人小學・小學私塾・幼稚小學に分類してある。佛國學制に今の幼稚園に當る「育兒院」を掲げてあるが、これは我が學制に「幼稚小學ハ男女ノ子弟六歲迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」とあるのに當り、佛國學制中の「私小學校」は我が「小學私塾」に當り、佛國學制の「小學ノ仁惠會社」は我が「貧人小學」に當り、又我が村落小學は「僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケサルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ、或ハ年已ニ成長スルモノモ其生業ノ暇來リテ學ハシム、是等ハ多ク夜學校アルヘシ」といふものであるが、これは佛國學制に定めてある少年小學校に應ずるものである。

かう考へると我が學制が「佛國學制」を本にして考察したものであることは疑へない。勿論我が學制が悉く「佛國學制」から出たとは言へない。例へば我が小學校の教科目は彼此一致しない。むしろ此れはアメリカ合衆國の小學校の教科目に一致すると見られる。又明治五年九月學制の附法として小學規則を發布し、その中で我が小學

校の進級を半年毎とし、最下を下等八級と名づけ、それより七級・六級と進み、下等一級から上等八級に移り、最後に上等一級に至らしめることに定めてある。これも佛國學制に見えないが、江戸時代の廣瀬淡窓の咸宜園には右の進級に似た制度があり、學制頒布の頃文部省に居つて頒布に功を立てた長英が咸宜園に學んだ人であり、かつ彼れの墓誌銘にも學制頒布に功を立てた事を明記して「五年任文部少丞、兼侍讀、艸學制五篇上之。」とあるから、恐らく、我が小學校の進級法は咸宜園のそれを轉用したものであらう。(教育學術界第 六十卷第二號)

かくてこの「學制」を斷行する爲には、從來の歴史的因縁を斷ち、年來の宿弊を一洗しなければならぬ。故に學制頒布と同じ日に文部省は次の布達を各府縣へ發した。

今般被 仰出候旨モ有之教育之儀ハ自今尙又厚ク御手入可有之候處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其内不都合之儀モ不少依テ一旦悉令廢止令般定メラレタル學制ニ循ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學校設立可致候事。

爾後文部省はこの方針を固執し、既設の學校は悉く一旦閉鎖せしめた。舊藩の設立した學校も同じである。中には事情を具陳して特に存續を願出たものもあつたが皆杜絶された。舊藩學郷學の中には優秀なものもあつたが、廢藩置縣の斷行された以上、舊藩學や郷學を存續させることは廢藩置縣の精神にもとり、教育上の中央集權を阻害するからである。これより全國公私の學校は大小となく、凡て文部省の命に従ふこととなり、その命に従はないものは存立が出来ないやうになつた。

さて學制の内容は堂々たるものであるが、翻譯ものである上に、文部省が出来てから一年足らずの中に出来たものであるから、必ずしも我が財政民情に適合しない。又之を十分に實施するには財政が許さぬ。大學を八つも當時としては決して出来ない。中學全部で二五六の豫定であるが、之を建てるのも地方の財政が不可能である。その上、農工商の如きは從來の余勢で學問の必要を認めない。武士の子弟は從來四書五經によつて修身齊家治國平天下の道を學んで來たのが、俄に實用的な學問をする

のを好まないし、かつ平民の子弟と共に机を並べることにも不平がある。殊に従来列藩が割據して、藩が違へば隣村でも風俗が違ひ、まるで仇敵のやうに感じてゐた事もあるのに、新制度ではそんな事は一切かまはず、只人口数によつて學區を定めた。例へば舊鹿兒島領の一部と舊熊本領の一部とを合して一中學區と定めたりしたので、かゝる點にも實施困難の事情が含まれてゐる。況や明治五年六月太政官指令にあるやうに、新築營繕の諸學校は務めて完全なるを期せしめたので、寒村に於ける小學校で内部が充實しないのに、建物だけ土地不相應に宏壯なもの建てるやうな事もあり、しかも此の費用は年々の教育施設の經常費と並に生徒の學費と共に多少は官からの補助があるにしても、直接には生徒の父兄、間接には一般人民の負擔であるから、教育の必要を認めない多數の人民にとつては中々の不満である、此等の不平不満が、當時の征韓論や廢佛毀釋などの不平不満と相俟つて學制の實施を妨げたことは一通りではなかつた。漸く明治十年西南の役が鎮定して中央政府の威權が確乎不動

明治初年の教育制度とその精神 (高橋)

のものとなつた後、初めて政府の教育政策が政府の希望に近く行はれるやうになつたのであつた(明治國民教(育史第二章))。

しかし上記の困難は之を打破するに尙困難ではない。

もつと大なる困難は良教師の得難いであつた。明治五年六月太政官の指令にも特にこの點に注意を促してあつたやうに、文部省も教師養成を等閑に附してはるなかつたが、全國數萬の學校の教師養成が一朝一夕に出来るものではない。先づ五年五月東京に官立師範學校(今の東京身)を設けアメリカ人スコット(M. M. Scott)を延き、九月より開校し、アメリカ合衆國の師範學校の制度方法を倣つて小學校教師を養成せしめた。翌六年に八大學區を七大學區とし、その大學本部たる大阪と宮城とは同六年に官立師範學校を設け、七年には愛知・廣島・長崎・新潟にそれ〴〵官立師範學校を設け、各府縣も亦それ〴〵師範學校を設置した。しかし當時は官立師範學校の卒業生の多數は官立府縣立師範學校の教師として赴任したさうであつて、中々小學校の教師をすぐ正則の教育を受けたもので充し難く、明治十一年頃になつて、やつと府縣

第十六卷 第二號 二九九



立師範學校教師の幹部を官立師範學校卒業生で固めることが出来た。とにかく此等の困難に拘らず、當局の努力により小學校は少しづつでも進歩した。明治六年と十一年との統計を示すと次のやうである。

明治六年 明治十一年

小學校數(公私共) 一、二五九七校 二、六五八四校  
 生徒數(男女共) 一一四、五八〇二人 一三二七、三三二四人  
 就學歩合(男女共) 二八・一% 四一・三%

小學校以外の學校について、一々記述するの煩を避けるが、中學校だけは不完全ながら各地に濫設された。これは地方舊藩士の子弟が藩學に代るものとして漢學だけを學ばんとする要求に應じたやうな變則なものが多く、

明治十二年には學制に豫定された校數の約三倍、七八四校に達し、生徒が四萬人を越えた。學制が實利主義であるに拘らず、太政官の指令に商法學校一二箇所を建てん事を要求した位であり、農工商に従ふ者は學問は實務に妨げになると考へる者が多かつたので、實業教育は極めて振はなかつた。女學校は明治五年二月官立のものが東

京に設けられたが成績がわるいので同十年に廢止された位である。女子師範學校は官立のものが東京に出来てから次第に府縣にも及んだが、男子師範は明治十一年に官公合して九〇校あるに對し、女子は十二校しかなかつた彼の南校は學制頒布後一時中學校に改められて第一大學區第一番中學と稱し、東校は中學程度の醫學校となつたが、やがて第一番中學は開成學校と改められて専門學を教へる學校となつたが、やつと明治十年に至り、二者を合して東京大學が設立された。全國八大學の理想は明治十年になつても、やつとその八分の一を満したゞけであつた。要するに學制の理想は餘りに遠大であつた。教育の事は理想に止まるわけには行かぬ。急に實現できないとすればこれが反動として、實現しやすい平易な制度を立てんとする運動が、いつか起つて來るであらう。西南の役がその機會を與へた。